

【町指定の工事店へ依頼しなかった場合】

施工主・施工業者両方に過料が課される場合がありますのでご注意ください。

以下、軽井沢町下水道条例 抜粋

第 2 章の 2 排水設備等の工事の事業に係る指定

（排水設備指定工事店の指定）

第 6 条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

第 7 章 罰則

（罰則）

第 33 条 町長は、次の各号に該当する者に対し、5 万円以下の過料を科する。

（4） 第 6 条の規定に違反して排水設備等の工事を実施した者

第 35 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

※指定工事店以外で工事を行った場合、施工主・施工業者両方に過料が課される場合がありますのでご注意ください。